

要望書（回答）

1 市商連への財政支援について

地域の商店会は、商業機能はもとより高齢者等の消費生活の基盤として、また地域コミュニティの核として商店街の活性化や地域住民の環境・安全にも配慮した活動などを行っております。こうした商店会の果たす役割の重要性に鑑み、本連合会の基盤強化と健全な発展を推進していくため、一般事業補助金の増額を要望します。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

商店街が地域のにぎわいと交流の場の創出に果たす役割につきましては、日頃よりその重要性を認識しております。

「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」では、商店街の活性化に関する基本理念を定め、商店会、連合会、経済団体、市など各主体の役割を明らかにし、互いの協力の下で、商店街の地域コミュニティの担い手としての取組を後押ししております。また、市もこの条例に基づき、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めているところです。

貴連合会に対しましては、従来から財政支援を行っておりますが、今後につきましても、同条例に規定された市の責務を果たす中で、財政支援を継続してまいりたいと考えております。

2 駅前中心街の再生について

旧エガオビルが閉鎖してから既に3年余りが経過しておりますが、未だに解決の糸口が見つからない状況となっております。駅前広場再整備計画の策定や平成30年度にもスタートする市総合計画の策定にあたっては、エガオ問題の解決が今後まちづくりに大きく影響すると考えられますので、この問題の早期解決を要望します。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

旧エガオビル跡の土地の権利につきましては、1権利者を残すのみとなっておりますが、早期解決のため寄付に応じていただけるよう、今後も粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

団体名：苫小牧市商店街振興組合連合会

回答日：平成 29 年 12 月 27 日

3 とまチョップポイント事業の継続について

当該事業は、地域循環型の共通ポイント発行事業で商業振興及び経済の活性化に資するものとして、平成 28 年度から 30 年度までの 3 ヶ年で実施することとしています。しかし、加盟店数やカード発行枚数についても当初の目標数値には至っておりませんし、貯まったポイントでの利用はされつつも、現金での買い物がまだ少ないなど、事業が軌道に乗せられる状況にはありませんので、平成 31 年度以降も引き続き継続実施するよう要望します。

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

事業の継続につきましては、3 年間の状況を見て判断することとなります。

4 年目となる平成 31 年度（2019 年度）以降は、市の補助金を減じ、主に加盟店の売上げに係るポイント発行手数料収入による、民間主導で運営可能な事業となることを目標としておりますが、その場合でも、市の様々な事業やイベントでのポイント発行は、継続する予定であります。

しかし、現状のままでは、加盟店の売上げに係るポイント発行手数料のみで運営することは難しいことから、引き続き、貴会と連携して、加盟店開発を行うとともに、加盟店の売上げ増加に向けた取組に協力してまいります。

4 地域商店会の環境整備等について

(1) シンボルストリートが建設されてから 25 年以上が経過し、歩道の劣化及びガードフェンスの損傷が著しいことから、歩道の整備とガードフェンスの改修を要望します。（駅前通商店街、駅通中心商店街）

【回答】（都市建設部道路維持課 担当）

シンボルストリートは苫小牧市バリアフリー基本構想の特定事業計画において、バリアフリー化の整備路線として位置づけられておりますが、整備までの間は、歩行者の通行に支障がないよう、現地を確認し、歩道の劣化が進んでいる箇所の改修やガードフェンスの損傷している箇所の補修を行ってまいります。

団体名：苫小牧市商店街振興組合連合会

回答日：平成 29 年 12 月 27 日

- (2) 双葉三条通（錦岡地区）の歩道及び車道ともに夜間、非常に暗く安全面でも防犯面でも大変危険な状況にありますので、街路灯の増設について北海道に要請するよう要望します。（錦岡地区商店会）

【回答】（都市建設部道路維持課 担当）

御指摘の街路灯の増設につきましては、北海道に要請し「道路照明施設は、道路管理者として通行上の安全性を確保するために必要な施設を設置し、道路パトロールにより点検、維持管理を行っています。防犯灯の設置は市で検討願います」との回答を頂いております。歩行者用の防犯灯につきましては、現地の状況を確認し防犯上必要な箇所について、関係部局と協議し、計画的に危険な箇所から対応を行ってまいります。

- (3) 双葉三条通（錦岡地区）の苫小牧信用金庫錦岡支店、寿し勝交差点及びビッグハウス交差点付近の見通しが悪く交通事故も多発しておりますので、中央分離帯の草刈りについて北海道に要請するよう要望します。（錦岡地区商店会）

【回答】（都市建設部緑地公園課 担当）

道道双葉三条通の中央分離帯の草刈りにつきましては、今後も交通安全に配慮し、適時草刈りを行って頂けるよう、街路灯の増設と併せて北海道胆振総合振興局（室蘭）に対し年内に要望書を提出し、主旨を御理解いただくようお願いしてまいります。

- (4) 双葉三条通（ときわ町、澄川町地区）と市道が交差する数か所に地域住民が安心して買い物や食事に出かけられるよう市道側に防犯カメラの設置を要望します。（ときわ・澄川商店会）

【回答】（市民生活部安全安心生活課 担当）

防犯カメラの設置につきましては現在、平成 31 年度（2019 年度）までの「5ヶ年計画」に基づき、公共施設の犯罪抑止を目的に取り組んでおります。

今後につきましては、駅周辺や地下道、アンダーパス、通学路など事故や犯罪の発生頻度、不特定多数の多くの方の利用が想定される箇所への設置について、優先的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

団体名：苫小牧市商店街振興組合連合会

回答日：平成 29 年 12 月 27 日

市道を含む街頭への防犯カメラの設置につきましては、そのような状況を鑑みながら、所管部局の意見や抑止効果を検討の上、設置優先順位を市役所関係部局で構成する「庁内連絡会議」にて協議してまいります。

(5) ときわ町1丁目21番「飲み食い処嘉門」付近の交差点は、一時停止などの標識がないため、交通事故など危険な箇所となっておりますので、一時停止標識の設置を要望します。(ときわ・澄川商店会)

【回答】(市民生活部安全安心生活課 担当)

一時停止標識を含む交通規制標識につきましては、北海道公安委員会の管轄となっておりますので、御指摘の箇所につきましては、苫小牧警察署を通じ北海道公安委員会に要望をしております。

なお、運転者や歩行者に注意を促すことを目的とした注意喚起看板は、市での設置が可能でございますので、現地確認の上、地域と協議し設置に向け取り組んでまいります。